

高知大学利益相反マネジメント規則

平成 17 年 6 月 23 日
規則 第 502 号

最終改正 平成 30 年 9 月 26 日規則第 45 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）が社会貢献活動を推進するにあたり、透明性を高めその内容を広く公開することにより、産業界等一般社会に対して理解と協力を求め、利益相反による弊害の抑制を目的とする。

(利益相反マネジメントの対象者の範囲)

第 2 条 利益相反マネジメントの対象者となり得る者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の役員（非常勤の役員を除く。）
- (2) 本学の職員（国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第 2 条第 2 項第 2 号に規定するパートタイム職員を除く。）
- (3) その他第 4 条に規定する委員会が指定する者

(利益相反マネジメントの対象)

第 3 条 利益相反マネジメントは、次の各号に掲げる場合を対象とする。

- (1) 本学の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、学外に対して産学官連携活動（企業等への兼業、奨学寄附金の授受、共同研究、受託研究等）を含む社会貢献活動（地域等との連携活動等）を行う場合
- (2) 役職員が、企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、原稿料等）又は物品、設備、人員等の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは含まない。）を得た場合
- (3) 役職員が、前 2 号の企業等から一定額以上の物品・サービス等を購入する場合
- (4) 役職員が、大学院生・学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他次条に規定する委員会が、対象とすることを定めた場合

(利益相反マネジメント委員会等)

第 4 条 利益相反を適正に管理するため、学長の下に、高知大学利益相反マネジメント委員会を置く。

- 2 臨床研究等における利益相反を適正に管理するため、医学部に、高知大学医学部臨床研究等利益相反マネジメント委員会を置く。

3 高知大学利益相反マネジメント委員会は、高知大学医学部臨床研究等利益相反マネジメント委員会の所掌事項を含め、高知大学における利益相反マネジメントを総括し、調整する。

4 高知大学利益相反マネジメント委員会及び高知大学医学部臨床研究等利益相反マネジメント委員会（以下両委員会を併せて「委員会」という。）に関し必要な事項は、別に定める。

（利益相反マネジメントのための調査）

第5条 利益相反マネジメントに必要な調査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

(1) 利益相反自己申告書の提出

(2) ヒヤリング

(3) カウンセリング

(4) モニタリング

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、適宜の方法により調査を実施することができる。

3 前2項に掲げる調査の手続は、委員会が決定する。

（審議、勧告、決定等の手続）

第6条 委員会は、前条の手続により実施した調査に基づき、役職員の利益相反に関する許容の可否について審議する。

2 委員会は、前項の審議の結果、必要と認められるときは、関係する役職員に対して利益相反に関する勧告等を行う。

3 委員会は、前項に掲げる勧告等を行った場合、当該役職員の状況をモニタリングする。

4 委員会は、審議の結果及び勧告等の内容について、学長及び所属長に速やかに報告しなければならない。

5 当該役職員は、委員会の勧告等に不服がある場合は、申出により委員会に再度審議を求めることができる。この場合において、不服の申出があったときは、委員会は再度審議を行い、学長が最終判断を行う。

6 前項により、学長の決定が下されたときは、委員会はその遵守状況をモニタリングする。

（利益相反自己申告書等の保存）

第7条 委員会は、提出された利益相反自己申告書等を秘密書類として管理及び保存しな

ければならない。

(学外への情報公開)

第8条 委員会は、本学の利益相反に関する情報を必要な範囲で学外に公表することにより社会に対する説明責任を果たす。

2 委員会が許容し得ると判断した行為を行った役職員については、その行為に関する学外からの調査等に対して委員会が対応する。

3 委員会は、学外への情報公開において、役職員その他の者の個人情報の保護に留意するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、平成17年6月23日から施行する。

2 本学は、この規則の施行後必要に応じて、この規則の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成21年3月11日規則第84号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月26日規則第45号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。